

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年5月29日

【発行者名】 ありがとう投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 長谷 俊介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内神田二丁目15番9号 The Kanda 282 3F

【事務連絡者氏名】 武川 静香

【電話番号】 03-5295-8030

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 ありがとうファンド

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1.【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2019年11月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下、原届出書といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2.【訂正の内容】**第二部 【ファンド情報】****第1 【ファンドの状況】****1 【ファンドの性格】****(3)【ファンドの仕組み】**

<訂正前>

(前略)

委託会社の概況

(中略)

a. 資本の額（2019年9月末日現在）

資本金	265百万円
発行する株式の総数	40,000株
発行済株式の総数	26,500株

(後略)

c. 大株主の状況（2019年9月末日現在）

発行済株式の総数(a) 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)	比率 (b/a)
石塚 久美雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村山 甲三郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%
上野 茂樹	山梨県 甲府市	1,250株	4.72%
押田 邦夫	富山県 富山市	1,250株	4.72%

< 訂正後 >

(前略)

委託会社の概況

(中略)

a. 資本の額（2020年3月末日現在）

資本金	265百万円
発行する株式の総数	40,000株
発行済株式の総数	26,500株

(後略)

c. 大株主の状況（2020年3月末日現在）

発行済株式の総数（a） 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住 所	保有株式数 （b）	比 率 （b/a）
石 塚 久 美 雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村 山 甲 三 郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%
上 野 茂 樹	山梨県 甲府市	1,250株	4.72%
押 田 邦 夫	富山県 富山市	1,250株	4.72%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<訂正前>

(前略)

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、2019年11月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

(中略)

[8] バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
 - 米ドル建インスティテューショナルシェア・クラス
 (アイルランド籍外国投資法人)

投資信託協会分類	外国籍のため指定されておられません。
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
ファンドの特徴	中期の加重平均償還年限で構成されるブルームバーグ・パークレイズ米国政府債浮動調整インデックス（米国債および米国政府機関債）に連動する運用成果を目指します。
ベンチマーク	ブルームバーグ・パークレイズ米国政府債浮動調整インデックス（Bloomberg Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index）

(中略)

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行う投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2019年11月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は2019年11月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

(中略)

種類・項目	アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式 （ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/米ドル建て

投資態度	主として米国の発行体が発行する株式への投資を通じて、元本の長期的な成長を目指します。 原則として、ファンドの純資産の80%以上を米国に登記上の事務所を有する企業または経済活動の主要部分を米国で営んでいる企業が発行する株式に投資します。 通常の市況においては、約40-60社がファンドに組み入れられ、これらの企業のうち最も高く評価された25社でファンドの純資産の約70%を構成します。
投資対象	投資顧問会社が優れた収益成長を達成する可能性があると判断する米国の優良大企業の株式および株式関連証券(普通株式、普通株式に移転可能な有価証券ならびに普通株式を引き受けまたは購入する権利およびワラント)(以下、「株式」と言います。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・非米国企業の発行する株式(含むADR)への投資は、ファンドの純資産の15%を上限とします。 ・取引市場のない証券への投資は、ファンドの純資産の10%を上限とします。 ・一時的な防衛策として、または買戻しに備えてファンドは現金、現金等価物またはマネーマーケット商品を含む短期証券を保有できます。 ・一時的措置による銀行からの借り入れを除き、金銭の借り入れは行いません。また借入額の総額は、ファンドの純資産総額の10%を上限とします。
収益分配方針	現在、取締役会はファンド株式に関して配当金の支払いを行わない方針です。
ファンドにかかる費用	
管理報酬 (運用報酬を含む)	ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.70%
購入手数料	なし
その他費用	管理会社報酬：ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.10% 保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換代行報酬の合計額は、年率最大1.0% ファンドの運営・管理・取引費用、ファンドの資産および収益に課される税金、監査報酬、弁護士報酬等
その他	
管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
保管受託銀行/ 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ
存続期間	無期限、ただし取締役会によりいつでも解散することができます。
決算日	毎年8月31日

(中略)

種類・項目	アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース(ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/ユーロ建て
投資態度	主にユーロ圏に登記上の住所を置く発行体の株式に対して、長期的な資本の増加を目的として投資を行う。 徹底した企業調査に基づき、利益やキャッシュフローが平均以上の構造的成長を実現しながら、競争上の優位性や高い参入障壁などによってその高い利益率を長期に亘って維持できる質の高い銘柄を組み入れる。
投資対象	主として、ユーロ圏に登記上の住所を置く発行体の株式に投資します。その他に、ユーロ圏外の株式、投資信託、マネーマーケットファンドにも投資可能です。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーロ圏に登録上の住所を置く発行体の株式が全体の75%以上。 ・ユーロ圏外かつ欧州為替相場メカニズム構成国に登録上の住所を置く発行体の株式は全体の20%まで。 ・欧州為替相場メカニズム構成国以外に登録上の住所を置く発行体の株式は全体の10%まで。 ・投資信託やマネーマーケットファンドは絶対リターンを目的として全体の10%まで。 ・預金やマネーマーケットファンドの組み入れは必要な流動性の確保を目的として全体の15%まで。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.45%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・アドミニストレーション・フィー 0.20% ・カストディー・フィー 上記のアドミニストレーション・フィーに含まれます。 ・税金の削減や払い戻しにかかる費用、法的管理の執行や主張にかかる費用、組み入れ証券の証券の売買にかかる費用、借入金の利息など。
その他	
委託会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー
受託会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年 9 月末日

種類・項目	アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト(ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/ユーロ建て
投資態度	主に欧州に登録上の住所を置く発行体の株式に対して、長期的な資本の増加を目的として投資を行う。 徹底した企業調査に基づき、利益やキャッシュフローが平均以上の構造的成長を実現しながら、競争上の優位性や高い参入障壁などによってその高い利益率を長期に亘って維持できる質の高い銘柄を組み入れる。
投資対象	主として、欧州に登録上の住所を置く発行体の株式に投資します。その他に、エマージング諸国の株式、投資信託、マネーマーケットファンドにも投資可能です。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国、ノルウェー、アイスランドに登録上の住所を置く発行体の株式が全体の75%以上。 ・購入時の時価総額が50億ユーロ以上の銘柄を組み入れる。 ・エマージング諸国に登録上の住所を置く発行体の株式は全体の20%まで。 ・投資信託やマネーマーケットファンドは絶対リターンを目的として全体の10%まで。 ・預金やマネーマーケットファンドの組み入れは必要な流動性の確保を目的として全体の15%まで。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.45%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし

その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドミニストレーション・フィー 0.20% ・ カストディー・フィー 上記のアドミニストレーション・フィーに含まれます。 ・ 税金の削減や払い戻しにかかる費用、法的管理の執行や主張にかかる費用、組み入れ証券の証券の売買にかかる費用、借入金の利息など。
その他	
委託会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー
受託会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年 9 月末日

(中略)

種類・項目	<p>バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド</p> <p>- 米ドル建 インスティテューショナルシェア・クラス（アイルランド籍外国投資法人）</p>
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/アイルランド籍/米ドル建て
投資態度	浮動株調整時価総額加重平均型インデックスであるブルームバーグ・バークレイズ米国政府債浮動調整インデックスのパフォーマンスを追従するための「パッシブ運用」（すなわちインデックス運用）投資アプローチを採用しています。
投資対象	<p>ブルームバーグ・バークレイズ米国政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。</p> <p>(i) 許可された投資対象</p> <p>ファンドは、以下の投資対象に投資することができます。</p> <p>(a) EU 加盟国もしくはEU 非加盟国における規制ある市場への公式上場が認められている、またはEU 加盟国もしくはEU 非加盟国における、規制されており、定期的取引が行われており、認識されており、かつ公開されている市場で取引されている、譲渡性のある証券および金融市場商品</p> <p>(b) 1年以内に規制ある市場への公式上場が認められる予定の最近発行された譲渡性のある証券</p> <p>(c) UCITS 通知に定義される金融市場商品で、規制ある市場で取引される以外の金融市場商品</p> <p>(d) UCITS の受益証券</p> <p>(e) 非UCITS の受益証券</p> <p>(f) 金融機関の預金</p> <p>(g) FDI</p>

投資制限

- () 投資制限
- (a) ファンドは、投資対象の(i)項に記載される以外の譲渡性のある証券および金融市場商品に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。
- (b) ファンドは、1年以内に規制ある市場への公式上場が認められる予定の最近発行された譲渡性のある証券に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。かかる制限は、ファンドによるルール144A 証券として知られる特定の米国証券への投資については適用されません。ただし、以下の両方を満たすことを条件とします。
- ・当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行されること。
 - ・当該証券が、非流動性証券でないこと、すなわち、かかる証券が当該ファンドにより評価される価格またはおおよそその価格で当該ファンドにより7日以内に換金可能であること。
- (c) ファンドは、同一発行体により発行された譲渡性のある証券または金融市場商品に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。ただし、当該ファンドが5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および金融市場商品の総額は、40%未満とします。
- (d) ((ii)(c)項の) 10%制限は、譲渡性のある証券または金融市場商品が、EU加盟国もしくはその地方機関により、またはEU非加盟国もしくは一以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行または保証されている場合には、35%まで引き上げることができます。
- (e) (ii)(d)項に記載される譲渡性のある証券および金融市場商品は、(ii)(c)項に記載される40%制限を適用する目的において考慮に入れてはなりません。
- (f) ファンドは、同一の金融機関の預金に対し、純資産の20%を超えて投資を行いません。(i) 欧州経済領域（以下「EEA」という。）（EU 加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）における認可金融機関、(ii) (EEA 加盟国以外の) 1988 年7 月の「バーゼル・キャピタル・コンバージェンス・アグリーメント」の署名国（スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国）における認可金融機関、または(iii) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおける認可金融機関以外の同一金融機関において付随的流動資産として保有されている預金は、純資産の10%を超えてはなりません。かかる制限は、保管会社における預金の場合には、20%まで引き上げることができます。
- (g) 店頭デリバティブの取引相手方に対するファンドのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはなりません。かかる制限は、(i) EEA における認可金融機関、(ii) (EEA 加盟国以外の) 1988 年7 月の「バーゼル・キャピタル・コンバージェンス・アグリーメント」の署名国における認可金融機関、または(iii) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおける認可金融機関の場合には、10%まで引き上げることができます。
- (h) 上記(ii)(c)項、(ii)(f)項および(ii)(g)項にかかわらず、同一機関により発行され、同一機関における、または同一機関において引き受けられた以下のうち2つ以上の組み合わせは、純資産の20%を超えてはなりません。
- ・譲渡性のある証券もしくは金融市場商品への投資
 - ・預金、および/または
 - ・店頭デリバティブ取引から生じるリスク・エクスポージャー
- (i) 上記(ii)(c)項、(ii)(d)項、(ii)(f)項、(ii)(g)項および(ii)(h)項に記載される制限は合算することはできず、よって、同一機関に対するエクスポージャーは純資産の35%を超えてはなりません。
- (j) グループ会社は、上記(ii)(c)項、(ii)(d)項、(ii)(f)項、(ii)(g)項および(ii)(h)項の目的上、同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%制限は、同一グループ内における譲渡性のある証券および金融市場商品への投資に適用されることがあります。
- (k) ファンドは、EU 加盟国、その地方機関、EU 非加盟国、または一以上のEU 加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および金融市場商品に対しては、純資産の100%まで投資することができます。個々の発行体は、以下のリストの中から選ば

	<p>れることがあります。OECD政府（関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、中国政府もしくはブラジル政府（銘柄が投資適格であることを条件とする。）、インド政府（銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）、連邦住宅金融抵当公庫（フレディマック）、連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、学生ローンマーケティング協会（サリーメイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートA・ファンディング・エルエルシー。</p> <p>ファンドは、上記において純資産の100%を投資する場合には、6種類以上の異なる銘柄の証券を保有しなければならず、かつ、同一銘柄の証券は、純資産の30%を超えてはなりません。</p>
収益分配方針	配当を行いません。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.20%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、目論見書、運用報告書、半期運用報告書の作成、印刷費用、弁護士報酬、監査報酬等。
その他	
管理会社	バンガード・グループ（アイルランド）リミテッド
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービス（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービス（アイルランド）リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月末日

（中略）

（参考）指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行う指定投資信託証券の委託会社の沿革について、2019年11月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（参考）指定投資信託証券の概要

下記の概要は、2020年5月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

(中略)

[8] バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
 - 米ドル建インスティテューショナルシェア・クラス
 (アイルランド籍外国投資法人)

投資信託協会分類	外国籍のため指定されていません。
投資顧問会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
ファンドの特徴	中期の加重平均償還年限で構成されるブルームバーグ・パークレイズ米国政府債浮動調整インデックス（米国債および米国政府機関債）に連動する運用成果を目指します。
ベンチマーク	ブルームバーグ・パークレイズ米国政府債浮動調整インデックス（Bloomberg Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index）

(中略)

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行う投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2020年5月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は2020年5月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

(中略)

種類・項目	アライアンス・パーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式 （ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/米ドル建て
投資態度	主として米国の発行体が発行する株式への投資を通じて、元本の長期的な成長を目指します。 原則として、ファンドの純資産の80%以上を米国に登記上の事務所を有する企業または経済活動の主要部分を米国で営んでいる企業が発行する株式に投資します。 通常の市況においては、約40-60社がファンドに組み入れられ、これらの企業のうち最も高く評価された25社でファンドの純資産の約70%を構成します。
投資対象	投資顧問会社が優れた収益成長を達成する可能性があると判断する米国の優良大企業の株式および株式関連証券（普通株式、普通株式に移転可能な有価証券ならびに普通株式を引き受けまたは購入する権利およびワラント）（以下、「株式」といいます。）を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・非米国企業の発行する株式（含むADR）への投資は、ファンドの純資産の15%を上限とします。 ・取引市場のない証券への投資は、ファンドの純資産の10%を上限とします。 ・一時的な防衛策として、または買戻しに備えてファンドは現金、現金等価物またはマネーマーケット商品を含む短期証券を保有できます。 ・一時的措置による銀行からの借り入れを除き、金銭の借り入れは行いません。また借入額の総額は、ファンドの純資産総額の10%を上限とします。
収益分配方針	現在、取締役会はファンド株式に関して配当金の支払いを行わない方針です。
ファンドにかかる費用	

管理報酬 (運用報酬を含む)	ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.70%
購入手数料	なし
その他費用	管理会社報酬：ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.10% 保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換代行報酬の合計額は、年率最大1.0% ファンドの運営・管理・取引費用、ファンドの資産および収益に課される税金、監査報酬、弁護士報酬等
その他	
管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
保管受託銀行/ 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ
存続期間	無期限、ただし取締役会によりいつでも解散することができます。
決算日	毎年5月31日

(中略)

種類・項目	アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース(ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/ユーロ建て
投資態度	主にユーロ圏に登録上の住所を置く発行体の株式に対して、長期的な資本の増加を目的として投資を行う。 徹底した企業調査に基づき、利益やキャッシュフローが平均以上の構造的成長を実現しながら、競争上の優位性や高い参入障壁などによってその高い利益率を長期に亘って維持できる質の高い銘柄を組み入れる。
投資対象	主として、ユーロ圏に登録上の住所を置く発行体の株式に投資します。その他に、ユーロ圏外の株式、投資信託、マネーマーケットファンドにも投資可能です。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーロ圏株式に全体の75%以上を投資する。 ・上記以外の株式への投資は全体の25%まで。 ・欧州為替相場メカニズムII参加国の株式は全体の20%まで。 ・エマージング諸国への投資は全体の10%まで。 ・USCITSやUCIへの投資は全体の15%まで。 ・預貯金やマネーマーケットファンドへの投資は流動性管理を目的として全体の10%まで。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.45%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・アドミニストレーション・フィー 0.20% ・カストディー・フィー 上記のアドミニストレーション・フィーに含まれます。 ・税金の削減や払い戻しにかかる費用、法的管理の執行や主張にかかる費用、組み入れ証券の証券の売買にかかる費用、借入金の利息など。
その他	
委託会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

受託機関	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー、ルクセンブルク・ブランチ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年 9 月末日

種類・項目	アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト(ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/ユーロ建て
投資態度	主に欧州に登記上の住所を置く発行体の株式に対して、長期的な資本の増加を目的として投資を行う。 徹底した企業調査に基づき、利益やキャッシュフローが平均以上の構造的成長を実現しながら、競争上の優位性や高い参入障壁などによってその高い利益率を長期に亘って維持できる質の高い銘柄を組み入れる。
投資対象	主として、欧州に登記上の住所を置く発行体の株式に投資します。その他に、エマージング諸国の株式、投資信託、マネーマーケットファンドにも投資可能です。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州株式に全体の75%以上を投資する。ただし、購入時の時価総額は50億ユーロ以上。 ・上記以外の株式は全体の25%まで。 ・エマージング諸国への投資は20%まで。 ・USCITSやUCIへの投資は全体の15%まで。 ・預貯金やマネーマーケットファンドへの投資は流動性管理を目的として全体の10%まで。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.45%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・アドミニストレーション・フィー 0.20% ・カストディー・フィー 上記のアドミニストレーション・フィーに含まれます。 ・税金の削減や払い戻しにかかる費用、法的管理の執行や主張にかかる費用、組み入れ証券の証券の売買にかかる費用、借入金の利息など。
その他	
委託会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー
受託機関	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー、ルクセンブルク・ブランチ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年 9 月末日

(中略)

種類・項目	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド - 米ドル建 インスティテューショナルシェア・クラス(アイルランド籍外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/アイルランド籍/米ドル建て

投資態度	浮動株調整時価総額加重平均型インデックスであるブルームバーグ・バークレイズ米国政府債浮動調整インデックスのパフォーマンスを追従するための「パッシブ運用」（すなわちインデックス運用）投資アプローチを採用しています。
投資対象	<p>ブルームバーグ・バークレイズ米国政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。</p> <p>(i) 許可された投資対象</p> <p>ファンドは、以下の投資対象に投資することができます。</p> <p>(a) EU 加盟国もしくはEU 非加盟国における規制ある市場への公式上場が認められている、またはEU 加盟国もしくはEU 非加盟国における、規制されており、定期的取引が行われており、認識されており、かつ公開されている市場で取引されている、譲渡性のある証券および金融市場商品</p> <p>(b) 1年以内に規制ある市場への公式上場が認められる予定の最近発行された譲渡性のある証券</p> <p>(c) UCITS 通知に定義される金融市場商品で、規制ある市場で取引される以外の金融市場商品</p> <p>(d) UCITS の受益証券</p> <p>(e) 非UCITS の受益証券</p> <p>(f) 金融機関の預金</p> <p>(g) FDI</p>

投資制限

- () 投資制限
- (a) ファンドは、投資対象の(i)項に記載される以外の譲渡性のある証券および金融市場商品に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。
- (b) ファンドは、1年以内に規制ある市場への公式上場が認められる予定の最近発行された譲渡性のある証券に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。かかる制限は、ファンドによるルール144A 証券として知られる特定の米国証券への投資については適用されません。ただし、以下の両方を満たすことを条件とします。
- ・当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行されること。
 - ・当該証券が、非流動性証券でないこと、すなわち、かかる証券が当該ファンドにより評価される価格またはおおよそその価格で当該ファンドにより7日以内に換金可能であること。
- (c) ファンドは、同一発行体により発行された譲渡性のある証券または金融市場商品に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。ただし、当該ファンドが5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および金融市場商品の総額は、40%未満とします。
- (d) ((ii)(c)項の) 10%制限は、譲渡性のある証券または金融市場商品が、EU加盟国もしくはその地方機関により、またはEU非加盟国もしくは一以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行または保証されている場合には、35%まで引き上げることができます。
- (e) (ii)(d)項に記載される譲渡性のある証券および金融市場商品は、(ii)(c)項に記載される40%制限を適用する目的において考慮に入れてはなりません。
- (f) ファンドは、同一の金融機関の預金に対し、純資産の20%を超えて投資を行いません。(i) 欧州経済領域（以下「EEA」という。）（EU 加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）における認可金融機関、(ii) (EEA 加盟国以外の) 1988 年7 月の「バーゼル・キャピタル・コンバージェンス・アグリーメント」の署名国（スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国）における認可金融機関、または(iii) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおける認可金融機関以外の同一金融機関において付随的流動資産として保有されている預金は、純資産の10%を超えてはなりません。かかる制限は、保管会社における預金の場合には、20%まで引き上げることができます。
- (g) 店頭デリバティブの取引相手方に対するファンドのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはなりません。かかる制限は、(i) EEA における認可金融機関、(ii) (EEA 加盟国以外の) 1988 年7 月の「バーゼル・キャピタル・コンバージェンス・アグリーメント」の署名国における認可金融機関、または(iii) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおける認可金融機関の場合には、10%まで引き上げることができます。
- (h) 上記(ii)(c)項、(ii)(f)項および(ii)(g)項にかかわらず、同一機関により発行され、同一機関における、または同一機関において引き受けられた以下のうち2つ以上の組み合わせは、純資産の20%を超えてはなりません。
- ・譲渡性のある証券もしくは金融市場商品への投資
 - ・預金、および/または
 - ・店頭デリバティブ取引から生じるリスク・エクスポージャー
- (i) 上記(ii)(c)項、(ii)(d)項、(ii)(f)項、(ii)(g)項および(ii)(h)項に記載される制限は合算することはできず、よって、同一機関に対するエクスポージャーは純資産の35%を超えてはなりません。
- (j) グループ会社は、上記(ii)(c)項、(ii)(d)項、(ii)(f)項、(ii)(g)項および(ii)(h)項の目的上、同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%制限は、同一グループ内における譲渡性のある証券および金融市場商品への投資に適用されることがあります。
- (k) ファンドは、EU 加盟国、その地方機関、EU 非加盟国、または一以上のEU 加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および金融市場商品に対しては、純資産の100%まで投資することができます。個々の発行体は、以下のリストの中から選ば

	<p>れることがあります。OECD政府（関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、中国政府もしくはブラジル政府（銘柄が投資適格であることを条件とする。）、インド政府（銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）、連邦住宅金融抵当公庫（フレディマック）、連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、学生ローンマーケティング協会（サリーメイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートA・ファンディング・エルエルシー。</p> <p>ファンドは、上記において純資産の100%を投資する場合には、6種類以上の異なる銘柄の証券を保有しなければならず、かつ、同一銘柄の証券は、純資産の30%を超えてはなりません。</p>
収益分配方針	配当を行いません。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.20%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、目論見書、運用報告書、半期運用報告書の作成、印刷費用、弁護士報酬、監査報酬等。
その他	
管理会社	バンガード・グループ（アイルランド）リミテッド
投資顧問会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービスズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月末日

（中略）

（参考）指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行う指定投資信託証券の委託会社の沿革について、2020年5月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

（後略）

（２）【投資対象】

< 訂正前 >

（前略）

* 上記は2019年11月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

* 上記は2020年5月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

（３）【運用体制】

< 訂正前 >

（前略）

* 運用体制は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

< 訂正後 >

(前略)

* 運用体制は2020年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

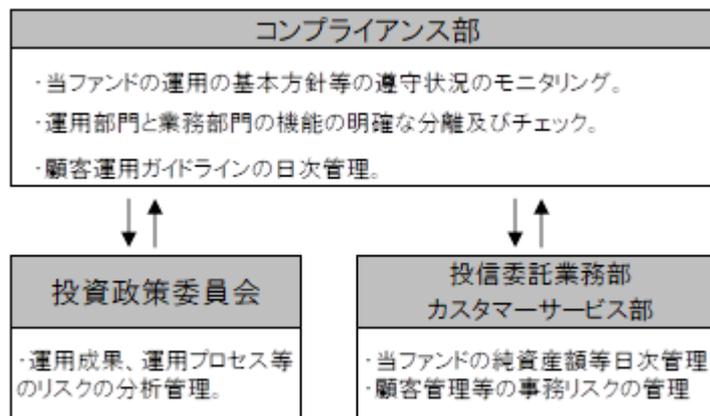
3【投資リスク】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

< 訂正・更新内容 >

リスク管理体制

弊社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* リスク管理体制は、2020年3月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(参考情報)



ありがとうファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2015年4月～2020年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ありがとうファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
(すべての資産クラスがありがとうファンドの投資対象とは限りません。)

ありがとうファンドの年間騰落率および基準価額の推移



※設定来「無分配」のため、「分配金再投資基準価額」は「基準価額」と同じです。
※騰落率は、各月末における直近1年間について、月次ペースで表示したものです。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX配当込み指数
先進国株	FactSet Market Indices Developed Countries (配当込み)
新興国株	FactSet Market Indices Emerging Countries (配当込み)
日本国債	ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル国債:日本インデックス
先進国債	ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル国債:G7インデックス (ヘッジなし円ベース)
新興国債	ブルームバーグ・パークレイズ新興市場自国通貨建て国債インデックス (ヘッジなし円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

※代表的な資産クラスの騰落率はファクトセットのデータベースをもとに、ありがとう投信株式会社が計算しています。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

ブルームバーグ®(BLOOMBERG®)はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)の商標およびサービスマークです。パークレイズ®(BARCLAYS®)は、ライセンスの下で使用されている、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(その関係会社と総称して「パークレイズ」といいます。)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグへのライセンス付与者(パークレイズを含みます。)は、ブルームバーグ・パークレイズ指数に対する一切の専有権を有しています。ブルームバーグおよびパークレイズのいずれも、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限において、ブルームバーグおよびパークレイズのいずれもこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新内容>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.99%（税抜0.9%）以内を乗じて得た額とします。

信託財産の純資産総額が増加した際の信託報酬の総額、信託報酬にかかる委託会社、受託会社及び販売会社の間の配分は次の通りとなります（税抜）。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.9000%	0.6000%	0.2000%	0.1000%
100億円超200億円以下の部分	0.8500%	0.5900%	0.1850%	0.0750%
200億円超300億円以下の部分	0.8000%	0.5800%	0.1700%	0.0500%
300億円超500億円以下の部分	0.7500%	0.5600%	0.1500%	0.0400%
500億円超の部分	0.7000%	0.5400%	0.1300%	0.0300%

- ・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・信託報酬に対する消費税相当額等の費用を信託財産は負担します。

税額は2020年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して概算で年1.60%±0.2%です。当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出してあります。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（2020年5月末日現在。）

指定投資信託証券の名称	信託報酬（年率）
アライアンス・バーンスタインSICAV I-エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	0.85%
アライアンス・バーンスタインSICAV I-エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	0.80%
アライアンス・バーンスタインSICAV I-アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	0.70%
コムジェスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	純資産総額(25億円以下の部分)に対し年率0.778%（税抜） 純資産総額(25億円超の部分)に対し年率0.678%（税抜）
アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）	0.45%
アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）	0.45%
iシェアーズ ゴールド・トラスト	0.25%

バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド - 米ドル建インスティシュショナルシェア・クラス (アイルランド籍外国投資法人)	0.20%
アバディーン・スタンダード・SICAV I - ノースアメリカン・スモラーカンパニーズ・ファンド クラスI(ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人) 当ファンドに帰属する運用管理費用等については、ASIとありがとう投信株式会社との個別契約により、保有残高が事前に定められた金額を上回った場合、右記運用管理費率より低減された料率が適用されます。	0.75%
コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)	0.90%(税抜)
コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)	0.95%(税抜)
アバディーン・スタンダード・SICAV I - エマージング・マーケット・スモラーカンパニーズ・ファンド クラスI(ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人) 当ファンドに帰属する運用管理費用等については、ASIとありがとう投信株式会社との個別契約により、保有残高が事前に定められた金額を上回った場合、右記運用管理費率より低減された料率が適用されます。	0.80%
SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	0.18%

（４）【その他の手数料等】

< 訂正前 >

（前略）

その他

その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。

< 訂正後 >

（前略）

その他

その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。

ただし前項の定めにかかわらず、信託財産の毎月末加重平均残高が120億円以上の場合には、諸経費のうち100万円（税抜き）までは受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（前略）

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

< 訂正後 >

（前略）

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

5【運用状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容を追加します。

<訂正・更新内容>

以下は2020年3月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（小数点第3位を四捨五入）

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	681,261,164	6.42
投資信託受益証券	米国	352,760,575	3.32
投資証券	ルクセンブルグ	9,068,410,200	85.43
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	-	513,093,454	4.83
合計(純資産総額)		10,615,525,393	100

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量	上段 簿価(各通貨建て)		邦貨換算 評価額 (円)	投資 比率 (%)
						下段 評価(各通貨建て)			
						単価	金額		
1	ルクセンブルグ	投資証券	アライアンス・パース タインSICAV I -アメリ カン・グロース・ポート フォリオ クラスI株式	米ドル 建て	135,078.0650	123.2300 122.1400	16,645,669.940 16,498,434.850	1,795,524,665	16.91
2	ルクセンブルグ	投資証券	アリアンツ・ユーロラ ンド・エクイティ・グロ ース クラスWT	ユーロ 建て	8,828.3370	1,818.9500 1,581.4200	16,058,303.580 13,961,308.690	1,669,074,454	15.72
3	ルクセンブルグ	投資証券	アリアンツ・ヨーロッ パ・エクイティ・グロ ース・ セレクト クラスWT	ユーロ 建て	7,874.9130	1,652.3700 1,503.5200	13,012,269.990 11,840,089.190	1,415,482,663	13.33
4	ルクセンブルグ	投資証券	アライアンス・パース タイン SICAV I -エマ ージング・マーケット・マ ルチアセット・ポート フォリオ クラス I 株式	米ドル 建て	738,079.7970	16.1200 13.8000	11,897,846.320 10,185,501.190	1,108,488,095	10.44
5	ルクセンブルグ	投資証券	アバディーン・スタン ダード・ ノースアメリ カン・ス モラーカンパ ニーズ・ ファンド クラスI	米ドル 建て	532,501.3240	23.3620 18.8177	12,440,496.030 10,020,450.160	1,090,525,591	10.27
6	ルクセンブルグ	投資証券	アライアンス・パース タイン SICAV I -エマ ージング・マーケット・ロ ウ・ボラティリティ・エ クイティ・ポートフォ リオ クラス I 株式	米ドル 建て	593,890.1630	19.1800 16.5100	11,390,813.330 9,805,126.590	1,067,091,927	10.05
7	ルクセンブルグ	投資証券	アバディーン・スタン ダード・ エマージング・マーケ ット・スモラーカンパ ニーズ・ファンド クラ スI	米ドル 建て	573,100.3230	18.6000 14.7862	10,660,000.000 8,473,975.990	922,222,807	8.69

8	日本	投資信託 受益証券	コムジェスト日本株式 ファンド(適格機関投資 家限定)	円建て	497,452,475.0000	13,722.0000 13,695.0000	682,604,287 681,261,164	681,261,164	6.42
9	米国	投資信託 受益証券	iシェアーズ ゴールド・ トラスト	米ドル 建て	209,257.0000	14.5600 15.4900	3,046,781.920 3,241,390.930	352,760,575	3.32

単価に関しては、小数第5位以下を四捨五入しています。

邦貨換算評価金額に関しては、円未満を四捨五入しています。よって、合計金額が上記「(1) 投資状況」と一致しない場合もあります。

参考資料

組入ファンドの株式等組入上位5銘柄(2020年3月末日現在)

「コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	シスメックス	ヘルスケア	4.4%
2	ダイフク	資本財・サービス	4.2%
3	ビジョン	生活必需品	3.6%
4	GMOペイメントゲートウェイ	情報技術	3.5%
5	エムスリー	ヘルスケア	3.5%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラス I 株式」

	銘柄名	業種	構成比率
1	Alibaba Group Holding Ltd. (Sponsored ADR)	一般消費財	7.6%
2	Tencent Holdings Ltd.	コミュニケーション サービス	6.2%
3	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	情報技術	5.9%
4	Samsung Electronics Co., Ltd.	情報技術	5.3%
5	Infosys Ltd.(Sponsored ADR)	情報技術	3.0%

「アライアンス・バーンスタイン SICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラス I 株式」

	銘柄名	業種・種類	構成比率
1	Samsung Electronics Co., Ltd.	情報技術	3.8%
2	Alibaba Group Holding Ltd. (Sponsored ADR)	一般消費財	2.7%
3	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	情報技術	1.8%
4	UKRAINE GOVEMENT INTERNATIONAL BOND 7.75%	国債	1.8%
5	Tencent Holdings Ltd.	コミュニケーション サービス	1.6%

「アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式」

	銘柄名	業種	構成比率
1	Microsoft Corp.	情報技術	7.7%
2	Alphabet, Inc. - Class C	コミュニケーション サービス	6.6%
3	Facebook, Inc. - Class A	コミュニケーション サービス	4.9%
4	AMAZON	一般消費財	4.8%
5	UnitedHealth Group, Inc.	ヘルスケア	4.6%

「アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ASML HOLDING NV	情報技術	7.6%
2	SAP SE	情報技術	6.7%
3	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	一般消費財	5.6%
4	UBISOFT ENTERTAINMENT	情報技術	3.1%
5	KINGSPAN GROUP PLC	素材	3.0%

「アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ASML HOLDING NV	情報技術	6.5%
2	SAP SE	情報技術	6.3%
3	NOVO NORDISK A/S-B	ヘルスケア	5.5%
4	DSV A/S	資本財	4.8%
5	SIKA AG-REG	素材	4.6%

「アバディーン・スタンダード - ノースアメリカン・スモーカーカンパニーズ・ファンド」

	銘柄名	業種	構成比率
1	BJ's Wholesale Club Holdings Inc	生活必需品	3.9%
2	FIVE9 INC	情報技術	2.6%
3	Globus Medical Inc	ヘルスケア	2.6%
4	HORIZON THERAPEUTICS PLC	ヘルスケア	2.6%
5	RAPID7 INC	情報技術	2.6%

「アバディーン・スタンダード - エマージング・マーケット・スモーカーカンパニーズ・ファンド」

	銘柄名	業種	構成比率
1	BELUGA GROUP PJSC	生活必需品	4.9%
2	ASM INTERNATIONAL NV	情報技術	4.8%
3	KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO LTD	情報技術	3.9%
4	CHROMA ATE INC	資本財	3.5%
5	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	資本財	2.9%

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券	-	9.74
投資証券	-	85.43
合計		95.17

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2004年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (2005年8月31日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (2006年8月31日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (2007年8月31日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (2008年9月1日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (2009年8月31日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (2010年8月31日)	6,850,562,504	-	0.8014	-
第7期 (2011年8月31日)	7,105,766,275	-	0.7940	-
第8期 (2012年8月31日)	7,681,193,769	-	0.8146	-
第9期 (2013年9月2日)	10,261,182,154	-	1.1647	-
第10期 (2014年9月1日)	10,825,245,072	-	1.3818	-
第11期 (2015年8月31日)	11,337,364,919	-	1.5772	-
第12期 (2016年8月31日)	10,667,264,385	-	1.4686	-
第13期 (2017年8月31日)	12,385,467,150	-	1.7859	-

第14期 (2018年8月31日)	13,092,322,481	-	1.8975	-
第15期 (2019年9月2日)	12,156,599,972	-	1.7417	-
2019年3月末日	12,498,785,360	-	1.7879	-
4月末日	12,974,317,679	-	1.8639	-
5月末日	12,081,164,199	-	1.7317	-
6月末日	12,545,954,828	-	1.7943	-
7月末日	12,775,043,246	-	1.8279	-
8月末日	12,107,112,622	-	1.7347	-
9月末日	12,412,692,792	-	1.7824	-
10月末日	12,937,340,833	-	1.8598	-
11月末日	13,234,142,801	-	1.9131	-
12月末日	13,638,117,686	-	1.9832	-
2020年1月末日	13,336,891,633	-	1.9583	-
2月末日	12,762,585,762	-	1.8777	-
3月末日	10,615,525,393	-	1.5749	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円
第9期	0.0000円
第10期	0.0000円
第11期	0.0000円
第12期	0.0000円
第13期	0.0000円
第14期	0.0000円
第15期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	20.55%
第5期	11.88%
第6期	9.73%
第7期	0.92%
第8期	2.59%
第9期	42.98%
第10期	18.64%
第11期	14.14%
第12期	6.89%
第13期	21.61%
第14期	6.25%
第15期	8.21%
第16期（中間期）	3.70%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

収益率 = (計算期間末の基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額)

÷ 前期末の基準価額 × 100

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期	892,772,939	413,342,754	9,428,896,245
第9期	664,937,811	1,283,556,656	8,810,277,400
第10期	655,017,446	1,631,416,206	7,833,878,640
第11期	541,857,299	1,187,638,309	7,188,097,630
第12期	545,876,331	470,253,591	7,263,720,370
第13期	447,350,325	776,115,911	6,934,954,784
第14期	400,547,680	435,699,335	6,899,803,129
第15期	430,393,691	350,433,686	6,979,763,134
第16期（中間期）	188,591,488	372,624,434	6,795,730,188

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

運用実績

当初設定日:2004年9月1日
作成基準日:2020年3月31日

最新の運用実績は表紙に記載のホームページでご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産総額の推移



分配金の推移

2015年8月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	設定来累計
0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円

*分配金は1万口あたり、税引前の分配金を記載しております。
*基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。

主要な資産の状況

組入れファンドの比率

	資産クラス(主として)	比率
アライアンス・バーンスタイン・アメリカン・グロース・ポートフォリオ	米国株式	16.9%
アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース	欧州株式	15.7%
アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト	欧州株式	13.3%
アライアンス・バーンスタイン・エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ	新興国株式及び新興国債券	10.4%
アパディーン・スタンダード・ノースアメリカン・スモール・カンパニーズ・ファンド	北米小型株式	10.3%
アライアンス・バーンスタイン・エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ	新興国株式	10.1%
アパディーン・スタンダード・エマージング・マーケット・スモール・カンパニーズ・ファンド	新興国小型株式	8.7%
コムジエスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)	日本株式	6.4%
iシェアーズ ゴールド・トラスト	金ETF	3.3%

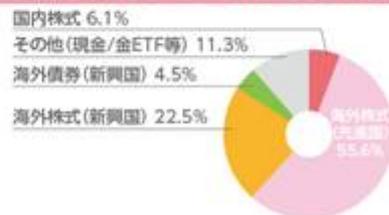
*資産クラスは運用実績作成基準日現在、主として投資対象としている地域を表示しています。
*各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

年間収益率の推移



*当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。
*2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示(小数点第三位四捨五入)

ファンド全体(各ファンド合計)の資産配分状況



*各ファンドの3月末のデータを基に作成
*各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
*その他(現金等)比率は投資先ファンド当該区分加重平均値を含む数値

第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

- (1) （省略）
- (2) （省略）

< 訂正後 >

- (1) （省略）
- (2) （省略）

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(令和1年9月3日から令和2年3月2日まで)の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に以下の内容を追加します。

中間財務諸表

ありがとうファンド

(1)【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第16期中間計算期間末 令和2年3月2日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		1,165,030
金銭信託		574,937
コール・ローン		414,000,000
投資信託受益証券		1,124,741,901
投資証券		10,834,533,270
流動資産合計		12,375,015,138
資産合計		12,375,015,138
負債の部		
流動負債		
未払解約金		35,817,398
未払受託者報酬		7,156,658
未払委託者報酬		57,253,620
流動負債合計		100,227,676
負債合計		100,227,676
純資産の部		
元本等		
元本		6,795,730,188
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		5,479,057,274
(分配準備積立金)		4,290,672,468
元本等合計		12,274,787,462
純資産合計		12,274,787,462
負債純資産合計		12,375,015,138

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第16期中間計算期間 自 令和1年9月3日 至 令和2年3月2日 金 額（円）
営業収益		
受取利息		1
有価証券売買等損益		369,408,882
為替差損益		166,724,745
その他収益		454,438
営業収益合計		536,588,066
営業費用		
支払利息		284,600
受託者報酬		7,156,658
委託者報酬		57,253,620
その他費用		26,343
営業費用合計		64,721,221
営業利益又は営業損失（ ）		471,866,845
経常利益又は経常損失（ ）		471,866,845
中間純利益又は中間純損失（ ）		471,866,845
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		67,258,506
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,176,836,838
剰余金増加額又は欠損金減少額		174,727,676
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		174,727,676
剰余金減少額又は欠損金増加額		277,115,579
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		277,115,579
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		5,479,057,274

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第16期中間計算期間 自 令和1年9月3日 至 令和2年3月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の中間計算期間末日の前営業日（一部は前々営業日）の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日の扱い 当ファンドは、原則として毎年8月31日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を令和1年9月2日、当中間計算期間末日を令和2年3月2日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第16期中間計算期間末 令和2年3月2日現在
1. 期首元本額	6,979,763,134円
期中追加設定元本額	188,591,488円
期中一部解約元本額	372,624,434円
2. 受益権の総数	6,795,730,188口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第16期中間計算期間 自 令和1年9月3日 至 令和2年3月2日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第16期中間計算期間末 令和2年3月2日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

第16期中間計算期間末 令和2年3月2日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第16期中間計算期間末 令和2年3月2日現在
1口当たり純資産額	1.8062円
(1万口当たり純資産額)	(18,062円)

2【ファンドの現況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新内容>

【純資産額計算書】

令和2年3月末日現在

資産総額	10,624,142,411円
負債総額	8,617,018円
純資産総額（ - ）	10,615,525,393円
発行済口数	6,740,504,179口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5749円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

資本金の額（2019年9月末現在）

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

（後略）

<訂正後>

資本金の額（2020年3月末現在）

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

（後略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（前略）

2019年9月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

	種 類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	<u>12,412,692,792円</u>

<訂正後>

（前略）

2020年3月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

	種 類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	<u>10,615,525,393円</u>

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

< 訂正・更新内容 >

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第16期事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)の財務諸表ならびに第17期中間会計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

原届出書の財務諸表の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加内容 >

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		第17期中間会計期間末 (令和元年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		197,994
直販顧客分別金信託		20,000
前払費用		1,927
未収委託者報酬		8,262
流動資産合計		228,184
固定資産		
有形固定資産	1	
器具備品		2,006
有形固定資産合計		2,006
無形固定資産		
ソフトウェア		5,414
無形固定資産合計		5,414
投資その他の資産		
預託金		2
繰延税金資産		655
投資その他の資産合計		658
固定資産合計		8,079
資産合計		236,263
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		20
預り金		375
未払金		26,314
未払費用		2,533
未払法人税等		3,341
未払消費税等		2,050
賞与引当金		1,300
流動負債合計		35,935
固定負債		
退職給付引当金		480
固定負債合計		480
負債合計		36,415
純資産の部		
株主資本		
資本金		265,000
利益剰余金		

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	65,151
利益剰余金合計	65,151
株主資本合計	199,848
純資産合計	199,848
負債・純資産合計	236,263

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第17期中間会計期間 自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日	
営業収益			
委託者報酬			50,133
営業収益合計			50,133
営業費用			19,776
一般管理費	1		24,294
営業利益			6,062
営業外収益			28
営業外費用			14
経常利益			6,075
税引前中間純利益			6,075
法人税、住民税及び事業税			2,389
法人税等調整額			377
中間純利益			4,063

(3) 中間株主資本等変動計算書

第17期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	69,215	69,215	195,784	195,784
当中間期変動額					
中間純利益		4,063	4,063	4,063	4,063
当中間期変動額合計	-	4,063	4,063	4,063	4,063

当中間期末残 高	265,000	65,151	65,151	199,848	199,848
-------------	---------	--------	--------	---------	---------

重要な会計方針

項 目	第17期中間会計期間 自 平成31年 4月 1日 至 令和元年 9月30日
1固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 4～8年 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっています。
2引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に 基づく賞与支給見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における 退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算して おります。
3その他中間財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりま す。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債 の「未払消費税等」として表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第17期中間会計期間末(令和元年9月30日現在)	
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
器具備品	3,263千円

(中間損益計算書関係)

第17期中間会計期間	
自 平成31年 4月 1日	
至 令和元年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	549千円
無形固定資産	927千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第17期中間会計期間				
自 平成31年 4月 1日				
至 令和元年 9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会 計期間増 加株式数	当中間会 計期間減 少株式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500株	-	-	26,500株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
該当事項はありません。				

(リース取引)

第17期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第17期中間会計期間末(令和元年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上 額	時価	差額
(1)現金及び預金	197,994	197,994	-
(2)直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3)未収委託者報酬	8,262	8,262	-
資産計	226,256	226,256	-
(1)未払金	26,314	26,314	-
負債計	26,314	26,314	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

第17期中間会計期間末(令和元年9月30日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引)

第17期中間会計期間末(令和元年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第17期中間会計期間(自平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第17期中間会計期間	
自 平成31年 4月 1日	
至 令和元年 9月30日	
1株当たり純資産額	7,541円45銭
1株当たり中間純利益	153円35銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	4,063千円
普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	4,063千円
期中平均株式数	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5 【その他】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

c. 訴訟事件その他の重要事項

（前略）

2019年9月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

（後略）

<訂正後>

c. 訴訟事件その他の重要事項

（前略）

2020年3月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

（後略）

第2 【その他の関係法人の概況】**1 【名称、資本の額及び事業の内容】**

<訂正前>

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	35,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2019年9月末日現在

<訂正後>

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	35,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2020年3月末日現在

独立監査人の監査報告書

令和元年6月6日

ありがとう投信株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和元年12月23日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の令和元年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

* XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年4月24日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの令和1年9月3日から令和2年3月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとうファンドの令和2年3月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和1年9月3日から令和2年3月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)